

了海支会  
綱領

- 一、我等は現代の經濟組織に鑑みて、労働の意義及價値を鮮明にし、  
勞資協業の上に立脚して、労働者の地位生活及労働條件の改善  
向上を計り、以て我等労働者が獨立の人格者たらむことを期す
- 一、我等は労働階級の同類意識及社會連帯の思想に基いて會員相  
互間の共濟慰安の徹底を期す
- 一、我等は獨立自治の精神に基いて労働者の智能の啓發徳性の涵  
養に努め全無産階級の一員として愛を自由と正義を基調とす  
る新文化の建設を期す

海友會の則

- 第一條 本會ハ海友會ト稱ス
- 第二條 本會ハ本部ヲ神戶市ニ置キ必要ニ應ジ支都ヲ横浜、上海、香港、新嘉坡、倫敦、シヤトル、其他ニ設ク
- 第三條 本會ハ帝國海員ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ハ會員相互ノ親善ヲ圖リ職務上ノ利益ヲ保護シ人格ノ向上ヲ圖ルト共ニ會員間ノ相互救濟ヲ行ヒ協力ニ致シテ目的ノ貫徹ニ努ム
- 第五條 本會ノ會員ハ其職ノ如何ヲ問ハズ同一ノ權利義務ヲ有ス
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ設ク
  - 一、理事 一名
  - 二、常任理事 一名
  - 理事ノ互選ニ依ル
  - 理事長ノ推命ニ依ル
  - 但シ必要ニ應ジ増加ス
  - 三、理事 若干名
  - 會員ノ選舉ニ依ル
  - 各船内ニ於テ會員ノ互選ニ依ル
  - 四、幹事 各船一名
  - 但シ場合ニ依リ理事長推命スルコトヲ得
  - 五、顧問及囑託 若干名
  - 理事會ノ推薦ニ依ル
  - 但シ絕對ニ資本家個人ヲ推薦スル事ヲ得ス
  - 六、事務員 若干名
  - 理事長之ヲ任ぜス

海友